

石岡市創業支援事業費補助金申請時チェックリスト

提出日 令和 年 月 日

申請者名

事業所の所在地（予定地）

次の項目をご確認の上、□にチェックをし、必ず申請書に添付してください。
なお、1つでも要件を満たさない場合は申請することができません。

※補助金の受付期間内でも、補助金の交付予定額が予算の範囲を超えると判断したきは、受付を終了します。

1. 対象者

- 次の①②のいずれかに当てはまること。
 - ①創業前、又は創業5年以内の中小企業者（個人・法人）（※）であること。
 - ※創業に定義
 - ・事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること。
 - ・事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、その会社の代表になり事業を開始すること。
 - ②既に事業を営んでいる個人・法人で、補助金の募集開始日前の6ヶ月前又は募集開始後の6ヶ月を経過する日と補助事業完了日のいずれか早い日までに事業承継を行い、新事業・新分野に進出する「第二創業」の前であること。
- 指定区域内の空き店舗等を購入又は賃貸借して、新たに創業する者又は第二創業を行う者であること。
- 補助金の交付決定を受けた年度内に、店舗を開店する具体的な計画を有し、その代表者となること。
- 直接営業に携わること。
- 創業開始日から起算して2年以上、補助事業と同一の規模以上の事業を市内で継続する意思があること。
- 特定創業支援等事業による支援（経営・財務・人材育成・販路開拓などの事業経営に必要な知識の習得）を受け、市長の証明を受けていること。
- 会議所等の支援を受け創業計画を作成し、会議所等の創業計画確認書の発行を受けていること。
- 石岡商工会議所又は石岡市八郷商工会（以下「会議所等」という。）に現に加入し、又は補助事業完了日までに加入する意思があること。
- 会議所等の助言、指導、融資斡旋等の支援を受け、事業を継続して実施すること。
- 空き店舗等の改修工事は、市内に事業所を有する業者が施工すること。
※特殊な内外装の施工や専門的な設備の導入に係る場合は、この限りではありません。
- 市税（法人にあっては代表者の市税を含む。）を滞納していないこと。
※申請年度及び申請年度の前年度に石岡市以外の市区町村民税（法人にあっては代表者の市区町村税を含む。）の賦課があった場合には、当該税を含めて滞納していないこと。
- 補助事業の内容と重複する国、県等の補助金等の交付を受けていない又は交付申請ををしていないこと。
- 過去に空き店舗等の改修工事により市から補助金の交付を受けていない者で、当該補助金の交付を受けた翌年度から5年度を経過していること。
ただし、5年を経過していても、過去に補助を受け営業し、その後空き店舗としていないこと。
- 暴力団の構成員若しくはその関係者又はその利益となる活動を行う者が、補助金の交付を受けようとする者又は補助事業者が入店する店舗所有者の役員又は経営に事実上参加している者でないこと。
- 会社更生法、民事再生法等に基づく更生手続又は再生手続を行っていないこと。
- 市内において既に事業を営んでいる者が空き店舗等に移転し、事業を行う場合にあっては、移転前の施設において行っていた事業と同一の事業でないこと。
ただし、事業主の意向に関係なく、施設の閉店、取壊し等で移転しなければならない場合や、期間限定で開業にチャレンジするチャレンジショップ後の店舗営業である場合はこの限りではありません。

2. 事業所の開設

- 店舗の所有者が、同一人物、配偶者並びに2親等以内の血族及び姻族ではないこと（法人にあっては代表者並びに代表者の配偶者並びに2親等以内の血族及び姻族である者を含む。）。
- 指定区域の店舗物件であって、過去に事業の用に供されていた店舗、倉庫、事務所その他の事業活動の施設といった実績がある場合にあってはおおむね3月以上事業が行われていない状態が継続していること、事業の用に供された実績が無い場合にあっては建築後1年以上経過していること。
- 大規模小売店舗立地法の対象（ショッピングモールなど）となる施設内の物件でないこと。
- 住宅部分を有する店舗は、店舗部分と住宅部分が明確に分離できる物件であること（店舗営業を開始するまでに工事により店舗部分と住宅部分を明確に分離できる物件であること）
※明確に区分できない場合は改修費・家賃の補助は補助対象外となります。
- 改修の主な目的が、建築物の構造に関わるものでないこと。また、事業計画に直接関係性のない店舗部分改修費でないこと。
※上記改修と判断できる場合は、全て補助対象外となります。
- 指定区域内の空き店舗等であり、補助対象業種であること。
- 空き店舗等（主として自家用倉庫は除く。）において、顧客に対しサービス等を提供する事業であること。
- 許認可等を要する業種にあっては、当該許認可等を受けていること（当該許認可等を受けることが確実にであると認められる場合を含む。）。
- 1週間当たり5日以上かつ1日のうち午前11時から午後2時までの3時間又は午後6時から午後9時までの3時間を含む時間帯に営業を行うこと。
- フランチャイズ方式で出店する事業でないこと。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により許可又は届出を要する事業でないこと。
- 店舗等を開業した際は、市に創業支援事業開始届出（様式第9号）を提出すること。
- 個人で店舗等を開業したときは、税務署に「個人事業の開業・廃業等届出書」を提出すること。
- 法人設立にあたっては、「法人設立等に関する申告書」を市税務課に提出すること。
- 補助金の交付決定を受ける前に事業着手（改修・法人登記）をしていないこと。
※上記の場合は、補助の対象外です。ただし、店舗等の賃貸借契約を事前に行った場合は、補助金の交付決定日以降に支払い期日の到来する店舗の専有部分の賃借料は補助対象経費となります。

3. 注意事項

- 石岡市創業支援補助金は、指定区域で対象業種が決められており、補助金額が違います。また、補助金の額は補助対象経費に係る総支出額の2分の1以内又は限度額のいずれか低い額となります。
- 補助金の交付に関し、審査の結果、適当でない認められるた場合、それまで掛かった経費を請求することはできません。
- 改修費補助は、交付決定以降に事業に着手し、交付申請を行った年度の3月31日までに支払いを完了する経費が補助対象となります。
- 改修補助の申請に当たっては、改修工事等の内容が詳細にわかる見積書（消費税抜き）を準備してください。
- 改修費補助では、備品、機械装置等、中古品購入費、その他汎用性が高く、使用目的が補助事業に必要不可欠なものの特定できない経費は補助の対象外となります。
- 家賃補助には、敷金、礼金、保証金、権利金、不動産仲介手数料、火災保険料、清掃費、駐車場借り上げ費、消費税、その他直接居室の賃借に要しない経費は補助対象外となります。
- 補助金の交付申請時に提出した事業計画に記載のない経費は補助対象外となります。
- 交付決定を受けた補助事業の内容等に変更が生じる時は、補助金の変更申請が必要です。
- 事業が完了した際は、市に創業支援事業費補助金実績報告書（様式10号）の提出が必要です。
- やむを得ない事情により、事業を中止し、又は廃止する場合は、創業支援事業補助金事業中止（廃止）届（様式7号）を市に提出する必要があります。
- 事業を開始した日以降2年間の経営状況について、市に創業支援事業経営状況報告書（様式第14号）の提出が必要です。
- 家賃補助は、交付決定日以降に支払う店舗の専有部分の賃借に要する経費が12ヶ月補助されます。交付決定を受けた年度の翌年度に継続して家賃補助を受ける場合は、当該翌年度の4月末日までに、再度補助金の交付申請が必要です。
- 補助事業に係る収入支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業補助完了の翌次年度から起算して5年間保管してください。
- 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定の取消しなど、市からの指示等に従い、補助金を返還すること。

4. 交付申請提出書類

- 創業支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- 収支予算書
- 市税に未納がないことを証明する書類
- 住民票の写し
- 法人にあたっては定款及び登記事項全部証明書
- 空き店舗等の改修費補助を受ける。
 - 空き店舗等を購入
 - 売買契約書の写し 登記事項証明書 ※契約締結前の場合は、締結後に提出してください。
 - 工事請負契約の写し 改修工事等の内容が分かる図面 改修工事前の施設内部及び施設外観の写真
- 空き店舗等の家賃補助を受ける。
 - 賃貸借契約書の写し ※契約締結前の場合は、締結後に提出してください。
 - 施設内部及び施設外観の写真 ※改修補助と併せて申請するときは必要ありません。
- 創業計画書
- 会議所等による確認書（様式第2号）
- 特定創業支援等事業による支援を受けたことについての証明の写し
- 宣誓書

ご確認いただき、ありがとうございました。

備考

- 1 内容確認のため、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。
- 2 提出書類は返却しません。写しを提出するなどの対応をお願いします。

※市担当者欄

審査	照合	備 考